

工事仕様書

本工事に当たっては、本工事契約図書（契約書、金抜き実施設計書、工事設計図、工事仕様書）及び「土木工事共通仕様書（案）大阪府都市整備部（最新版）」「土木工事共通仕様書附則（案）大阪府都市整備部（最新版）」をはじめ、工事の施工に関する諸法令及び指針に従うこと。

また、施工については、「下水道土木工事必携（案）2014年版 公益社団法人日本下水道協会」及び「土木請負工事必携等 大阪府都市整備部（最新版）」、「土木工事施工管理基準 大阪府都市整備部（最新版）」に基づくこと。

その他

設計図書等に記載のない事項で疑義の生じた場合は監督員とその都度協議すること。

特記仕様書

工事概要 星田北5丁目地内汚水管布設工事

本工事は小口径推進工法（低耐荷力方式）による公共下水道管の新設工事である。地下埋設物について、施工箇所の施設管理者と協議を行い注意して施工すること。なお、試掘等の指示があった場合は従うこと。工事時間帯としては昼間作業になる為、交通規制について十分把握すること。資材置場、仮置き場、建設機械等の置場、仮設駐車場、その他工事で必要となる敷地等について、現場条件を十分把握し受注者において確保すること。確保出来ない場合は日々回送やその他必要な措置を講ずること。

- 人孔継手について
人孔継手については耐震性を有するものとし、可とう継手を使用すること。
- 残塊処分について
 - 本工事の施工により発生するアスファルト塊は、産業廃棄物処理票（マニフェスト）に基づき請負者の責任において適切に処理しなければならない。現場及び処分地の写真を記録すること。
 - 処分地については再資源化施設にて処分すること。積算上枚方市北山方面で積算している。数量が増になる場合はマニフェスト及び台貫により計量した伝票を提出すること。
 - 掘削時に発生する路盤材は、産業廃棄物処理票（マニフェスト）に基づき適切に処分しなければならない。処分地については積算上枚方市北山方面で積算している。数量が増になる場合はマニフェスト及び台貫により計量した伝票を提出すること。
- 残土処分について
処分地については再資源化施設にて処分すること。積算上枚方市大峰東町方面で積算している。現場及び処分地の写真を記録すること。
- 請負者は、本工事の施工管理・品質管理・出来形管理・安全管理を十分に行うこと。また、請負者は速やかに工事着手し竣工書類を含め工期内完成に努めること。
- 請負者は、契約締結後速やかに第三者損害賠償保険に加入し、その写しを提出すること。
- 「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用計画又は再生資源利用促進計画の作成が必要な工事（請負工事費税込 500 万円以上）の場合、それらの計画及び実施状況を記載する様式（以下、「再生資源利用【促進】計画書（実施書）」という。）については、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」（(財)日本建設情報総合センター（JACIC））にデータ登録すること。また、これにより難しい場合は監督職員との協議

により、国土交通省指定のエクセル様式にデータ入力を行うことで、建設副産物情報交換システム（COBRIS）登録に代えることができる。

- 雇用保険法、労働災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用法等の雇用形態に応じ雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
- 建設業退職金共済制度に加入し証紙を購入すること。ただし、現場従事者が退職金制度に加入している場合はこの限りではないが、雇用を証明する書類（健康保険証、雇用保険等）に従事者全員分提出すること。証紙の管理を適切に行う為に共済証紙受払簿を作成し、その写しを提出すること。また、証紙貼付け状況を確認できる写真等を竣工図書として作成すること。その他の事項については、「土木請負工事必携等 大阪府都市整備部（最新版）」の中の「建設業退職金共済制度に関する暫定指導事項」に従って下さい。
- CORINS（コリンズ：工事实績情報サービス）に請負金額（税込）500 万円以上 2,500 万円未満は受注登録を、請負金額 2,500 万円以上は受注、変更、竣工登録を行うこと。但し 500 万円未満の場合は対象外とする。
- 工事対象となる箇所の土地境界杭やピン等の確認を行ない、支障のあるものはすべて写真等で控え（引照点）を保存すること。街区基準点等の復旧に測量作業が必要なものを消失させた場合は請負者により復元すること。また、国土地理院の基準点成果等閲覧サービスなどで事前に基準点等の有無も確認すること。
- 二次製品の検尺、検品を原則として監督員立会のうえ行うこと。検尺、検品は原則、資材置き場等の交通に支障のない場所で行うこと。直接地面に置くのではなく、シート等を引き製品の品質維持に努めること。現場試験や室内試験がある場合は、事前に監督職員に申し出て、原則立会の上で行うこと。
- 現地測量・設計数値を着工前に再確認し監督員に報告すること。
- 段階確認の工事写真（検尺）について監督員立会のうえ行うこと。日程については協議して定めること。
- アスファルト合材の温度管理はデジタル計を使用し写真管理を適切に行うこと。仮復旧についても同様の温度管理を行うこと。仮復旧箇所で沈下や剥離等を起こした場合は、請負者により速やかに復旧すること。
- 工事検査書類（竣工書類）は指定のコンテナボックスに入れること。（内寸：縦約 360 横約 510 深さ約 300）竣工書類の内容、纏め方については監督職員、検査員の指示に従うこと。
- 工事写真のダイジェスト版は工事アルバム使用のこと。（簡易アルバム不可）その他、監督職員から指示があった場合は必要部数を印刷すること。
- 家屋等への損害補償について
請負者は、施工による影響と思われる家屋等への損傷を与えた場合、責任をもって早急に補修等を行うこと。ただし施工上の不備が認められなく、明らかな原因が証明できる場合は市及び請負者協議の上対応するものとする。また、事前に現場に対応した工法を検討の上、施工計画等を策定し施工に当ること。
- 工事検査出来型図面（赤書き）とは別に竣工図面（平面・縦断・横断）として設計数値を出来型数値に書き換えた図面を 2 部提出すること。提出の際、図面は B 5 サイズに折り、図面袋もしくはフラットファイルに入れて提出すること。また、竣工図面は CAD データ（dxf、bfo、p21 等の汎用形式）及び PDF データも CD もしくは DVD に入れ提出すること。その他、写真・書類等についても、監督職員と協議の上、CD に格納し提出すること。
- 土日及び休祝祭日の作業は、原則として行わないものとする。ただし、請負者は作業実施の都合上、休日および市の閉庁日または夜間に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。（但し、災害防止対策等の緊急作業は事後でも可とする。）

20. 「建設業法」「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）」が改正されている為、確認した後に入札に参加すること。

改正前は、下請金額の総額が 3,000 万円（建築一式工事の場合は 4,500 万円）以上の場合のみ施工体制台帳の作成及び発注者への提出が義務付けられていたが、この改正に伴い下請金額の下限が撤廃され、公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結する時は、その下請金額に関わらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することが義務付けられている。また施工体系図についても、公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結する時は、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示することが義務付けられている。

21. 施工計画書、材料承諾書を契約後、速やかに作成し、監督員に提出すること。

22. 防音、防塵、濁水等の対策施設が必要になった場合には、別途監督員と協議すること。また、簡易な防塵、飛散等の養生対策については請負者により準備すること。

23. 砂塵対策・施工重機による騒音・振動対策について、監督員と協議し工事計画を策定し着工すること。

24. 法令等により定められた工事に必要な安全対策を行い、不安全行動のないように努めること。また、監督職員から照明やカラーコーン等の安全用具の設置の指示があった場合は速やかに従うこと。

25. 推進機について

- 1) 推進機の発進・到達に際しては、切羽部の地盤改良を行ってから、発進および到達しなければならない。
- 2) 推進に伴う測定・計測結果は、毎日整理すること。異常を認めた場合は直ちに原因を究明し、その対策を検討して本市監督職員に報告しなければならない。
- 3) 機器は、防水性に優れ、電気機器については、絶縁度の高いものを選択すること。
- 4) 共通仕様書に準じて、推進に伴い、下記事項の調査・測定および観測を行うこと。
 - (a) 推進管の方向・勾配の測量
 - (b) ジャッキ圧の測定
 - (c) 支圧壁・土留壁等の状況
 - (d) 土質状況の変化
 - (e) 推進管の状況
 - (f) 路面および近接構造物の水準測量
 - (g) その他本市監督職員が必要と認めたもの
- 5) 電力施設は、電気設備技術基準に基づいて設備・維持管理を行い各種機器が、支障なく運転できると共に、作業上の事故を防止すること。
- 6) 滑材注入設備は、注入材の品質を低下させず、注入量および注入圧力の制御が確実に行えて、かつ効率よく注入できる機種とすること。
- 7) 掘進機について掘進路線の土質条件に適応する型式を選定しなければならない。

26. 仮設土留工について

- 1) 土留部材の使用にあたっては、必要ある場合は土留工構造計算書を提出すること。
- 2) 矢板打込・引抜の機械は、低騒音・低振動型機械を使用すること。
- 3) 立坑の構造は設計図、計算書と同等以上のものでなければならない。
- 4) 立坑の掘削土留めに際しては、近隣する構造物等（隣接水路）に影響を与えないよう十分慎重に施工しなければならない。
- 5) 施工中に常に土留壁の変状に注意し、これを補強する必要がある場合は直ちにこれを実施しなければならない
- 6) 土留工の施工にあたり、交通の状況、埋設物及び架空線の位置、周辺の環境及び施工期間等を考慮するとともに、第三者に騒音、振動、交通障害等の危険や迷惑をおよぼさないよう、方法及び作業時間を定めなければならない。

7) 鋼製ケーシング式土留工及び土工

1. 請負者は、使用する鋼製ケーシング式土留工については、周囲の状況、掘削深さ、土質、地下水位等を十分検討し、適合する安全かつ効率的な施工法を検討の上、施工計画書に明記し監督職員に提出しなければならない。
2. 請負者は、鋼製ケーシング式土留工の施工において、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、上載荷重を十分検討し施工しなければならない。
3. 請負者は、鋼製ケーシング式土留工の土留掘削に先行し、溝掘及び探針を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。
4. 請負者は、鋼製ケーシング式土留工掘削において、地下水や土砂が底盤部から湧出しのないようケーシング内の地下水位の位置に十分注意し、施工しなければならない。また、確実にケーシング内の土砂を取り除かなければならない。
5. 請負者は、底盤コンクリートの打設は、コンクリートが分離をおこさないように丁寧な施工を行わなければならない。
(安全対策)
6. 請負者は、立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊り下ろしについては、安全を十分確保したうえで作業を行わなければならない。

27. 路面覆工について

- 1) 覆工板の受桁は埋設物の吊桁を兼ねてはならない。
- 2) 覆工板及び受桁等は、原則として鋼製の材料を使用し、上載荷重、支点の状態、その他の設計条件により構造、形状、寸法を定め、使用期間中十分に安全なものを使用しなければならない。
- 3) 路面覆工を施工するにあたり、覆工板間の段差、隙間、覆工板表面の滑り及び覆工板の跳ね上がり等に注意し、交通の支障とならないようにしなければならない。また、振動等による周辺住民への影響に配慮しなければならない。

28. 薬液注入工について

- 1) 受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入材の安全な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により本市監督職員の承諾を得なければならない。
- 2) 受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（建設省通達）の規定によらなければならない。
- 3) 受注者は、薬液注入工の施工に当たり、工事着手前に施工場所の土質、地下水位、地下埋設物、その他工事に係る諸条件を十分調査し、その結果に基づき、現場に適応した施工計画を作成して本市監督職員に提出しなければならない。その結果、設計に変更が生じた事項については別途協議すること。

29. 酸素欠乏症等について

- 1) 労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則及び建設工事公衆災害防止対策要綱等を遵守し、常に安全管理に必要な措置を講じ、公衆災害、労働災害及び物件損害等の発生防止に努めること。
- 2) 酸素欠乏等危険作業に係る業務に従事する者に対し、酸素欠乏症等防止規則に基づき、特別な教育（第12条）を行うこと。
- 3) 人孔等に入入りし、これら内部で作業を行う場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気及び有害ガス等の有無を作業開始前と作業中は常時測定し、換気等事故防止に必要な措置を講じること。また、空気呼吸器等の保護具等を常備すること。なお、酸素、硫化水素等の測定結果は、酸素及び硫化水素濃度等測定記録表に記録及び保存し本市監督職員に提出すること。
- 4) 作業中に、酸素欠乏空気及び有害ガス等が発生した場合は、直ちに作業を中止し、必要な措置を講じなければならない。

31. 地下水への影響防止

周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼすおそれのある場合には、あらかじめその調査・対策について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

- 3 2. 工事にあたり施工箇所周辺部及び近隣に影響がでると予想される場合は、事前に監督職員に申し出て協議を行うこと。

局地的な大雨に対する標準的な中止基準及び安全対策に関する特記仕様書

(1)降雨等に対する管渠内作業の標準的な中止基準

東部大阪に大雨注意報・警報が発表された場合もしくは、当該作業箇所又は上流部で降雨が認められた場合に請負者は作業を中止すること。

(2)降雨等に対する安全対策

請負者は、局地的な大雨等による急激な雨水流入及び増水等に備えるため、施工計画書に安全管理計画を記載すること。その内容は、次のとおりとする。

- 1 現地特性に応じた工事等の中止基準・再開基準及び連絡体制
- 2 非常時、迅速な退避方法及び流され防止の措置
- 3 地上との連絡方法
- 4 気象情報サイト等からの気象情報の入手方法
- 5 日々の安全管理
- 6 その他

※ 上記安全管理計画の策定にあたっては、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）平成20年10月」（局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会編（事務局：国土交通省都市・地域整備局下水道部他））等を参考にすること。

以上